

平成 29 年 3 月 8 日

土地・建設産業局不動産課

第 3 回「IT を活用した重要事項説明に係る社会実験に関する検証検討会」の開催

～不動産取引の社会実験の検証のため有識者等から意見を聴取します～

「IT を活用した重要事項説明※に係る社会実験」の結果検証を目的として、多方面の有識者や実務家からなる「IT を活用した重要事項説明に係る社会実験における検証検討会」を設置しており、この度、3 月 13 日（月）に第 3 回検討会を開催します。

※宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 35 条に基づく重要事項説明

< IT を活用した重要事項説明に係る社会実験の概要と経緯 >

不動産の賃貸・売買契約を結ぶ前には、不動産業者（宅地建物取引業者）から契約に関する重要事項の説明を「対面」で受ける必要があります。

国土交通省では、平成 26 年度中に開催された「IT を活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」の最終とりまとめに基づき、平成 27 年 8 月 31 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間、賃貸取引と法人間の売買取引に限り、テレビ会議やテレビ電話などの IT を活用して対面に準じた説明を可能とする社会実験を実施したところです。

社会実験開始後より半年に一回程度、検証のための検討会を開くこととしており、本検討会が 3 回目となります。



< 検討会の詳細情報 >

1. 日時 平成 29 年 3 月 13 日（月）15:00～17:00
2. 場所 東京都港区西新橋 1-1-15
TKP 新橋内幸町ビジネスセンター ホール 614
3. 主な議題（予定） 社会実験の状況報告、意見交換 等
4. 委員名簿 別紙 1 の通り
5. その他 ◆席の都合上、報道関係者に限り傍聴が可能です。希望される方は 3 月 10 日（金）18:00 までに別紙 2 に必要事項をご記入の上、以下の問い合わせ先まで、FAX にてお送り下さい。
◆カメラ撮りは、冒頭のみ（議事開始まで）といたします。
◆議事概要等については、後日、国土交通省のホームページに掲載する予定です。

< お問い合わせ先 >

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課 佐藤、和田

TEL:03-5253-8111（内線：25131・25130）

FAX:03-5253-1557